

船舶事故調査報告書

平成24年9月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年1月8日 16時32分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島南岸沖 今治市所在の比岐島灯台から真方位336° 3.15海里（M）付近 （概位 北緯34° 06.4′ 東経133° 04.3′）
事故調査の経過	平成24年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 液体化学薬品ばら積船 第八長門丸、499トン 133537、株式会社不二海運 66.00m×10.00m×4.50m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成5年3月 B 漁船 金比羅丸、4.99トン EH3-43789（漁船登録番号）、個人所有 9.98m（Lr）×3.00m×0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和53年3月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 54歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和57年10月25日 免状交付年月日 平成22年4月26日 免状有効期間満了日 平成27年9月28日 航海士A 男性 46歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和19年3月27日 免状交付年月日 平成24年1月26日 免状有効期間満了日 平成29年3月26日 B 船長B 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年6月5日 免許証交付日 平成21年3月16日 （平成26年6月4日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部が大破
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直に就き、来島海峡航路東口付近で手動操舵から自動操舵に切り替え、針路を約

	<p>056°（真方位、以下同じ。）に定め、約10.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で大島南岸沖を北東進した。</p> <p>航海士Aは、衝突の約5～6分前1.5Mレンジとしたレーダーの画面を見るとともに、目視で前方を確認し、左舷船首方約10°1M付近に船舶（C船）の映像と船体を認めたが、他船を認めなかった。</p> <p>航海士Aは、C船が操業中の漁船か、同航船に見え、また、C船以外の他船を前方に見掛けなかったため、しばらくの間、航海日誌の記入を行っても、他船と接近することはないものと思ひ、操舵室左舷後部の海図台に向かい、船尾方向を向いて航海日誌の記入を始めた。</p> <p>航海士Aは、記入を終えて前方を見たとき、B船を初めて認め、急いで操舵スタンドに戻って右舵一杯を取り、機関を中立としたが、同じ針路、同じ速力で航行し、平成24年1月8日16時32分ごろ、比岐島灯台から336°3.15M付近において、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じてすぐに昇橋し、航海士AからB船と衝突したことを聞き、海上保安庁へ事故を通報するとともに、B船に近づいて船長Bの安否を確認した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、大島南岸沖で底びき網漁の操業中、16時15分ごろ、船長Bが、機関を中立として船首を東南東方に向け、周囲の状況を確認し、B船の周囲約1km以内に他船を見掛けなかったため、B船に接近する他船はいないものと思ひ、揚網を始めたが、ふだんよりも漁獲物が多くて揚網に時間が掛かった。</p> <p>船長Bは、16時30分ごろ揚網を終え、周囲に他船はいないと思っていたので、漂泊を続け、左舷船尾で右舷方を向いて漁獲物の選別作業の準備をしたのち、漁獲物の選別を行っていたが、ふと右舷前方を見ると間近に迫ったA船のバルバスバウを認め、機関を後進にかけたものの、B船とA船が衝突した。</p> <p>船長Bは、すぐに海上保安庁に事故を通報するとともに、付近の僚船に連絡したのち、来援した2隻の僚船にえい航されて今治市今治漁港に帰港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視程 約10M以上 海象：潮汐 低潮時、潮流 約1knの西北西流 本事故発生場所付近の日没時刻 17時15分</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、汽笛がなかった。 B船は、鼓形形象物を掲げていなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1684 813 1736">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1684 1457 1736">A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1736 813 1780">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1736 1457 1780">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1780 813 1825">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1780 1457 1825">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1825 813 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1825 1457 2065">A船は、大島南岸沖を北東進中、航海士Aが、1.5Mレンジとしたレーダーの画面を見るとともに、目視で前方を確認し、左舷船首方にC船の映像と船体を認めたが、C船以外の他船を視認しなかったため、航海日誌の記入を行っても他船と接近することはないものと思ひ、見張りを行ってい</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	A船は、大島南岸沖を北東進中、航海士Aが、1.5Mレンジとしたレーダーの画面を見るとともに、目視で前方を確認し、左舷船首方にC船の映像と船体を認めたが、C船以外の他船を視認しなかったため、航海日誌の記入を行っても他船と接近することはないものと思ひ、見張りを行ってい
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	A船は、大島南岸沖を北東進中、航海士Aが、1.5Mレンジとしたレーダーの画面を見るとともに、目視で前方を確認し、左舷船首方にC船の映像と船体を認めたが、C船以外の他船を視認しなかったため、航海日誌の記入を行っても他船と接近することはないものと思ひ、見張りを行ってい								

	<p>なかったことから、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、左舷船首方1M付近のC船のレーダー映像を認めていたものの、船首方1M付近でB船が揚網を行っていたものと考えられるが、その映像を認めることができなかったことから、B船の映像がレーダーの船首輝線に紛れて見落とした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、大島南岸沖で漂泊して揚網中、船長Bが、漁獲物の選別を行い、見張りを行っていなかったことから、右舷方から接近するA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大島南岸沖において、A船が北東進中、B船が漂泊して揚網中、航海士A及び船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本事故後、A船は、航海当直中は見張りに専念し、操舵スタンド付近のホワイトボードに必要な事項を書き、航海当直終了後に航海日誌の記入を行うことにした。</p> <p>本事故後、B船は、鼓形形象物を掲げることにした。</p>